

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により大規模小売店舗の設置者から廃止に関する届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年2月27日

相模原市長 本村 賢太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 北島ビル

所 在 地 緑区二本松三丁目1438番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 有限会社北島商事

代 表 者 代表取締役 北島 進

住 所 東京都町田市相原町2968番地

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1, 125 m²

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

5 届出年月日

令和5年2月13日